

津島市タウンミーティング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と市民が市政に関する対話を行う津島市タウンミーティング（以下「タウンミーティング」という。）を実施することにより、市政について幅広い市民の意見を反映し、また、市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

(参加者)

第2条 タウンミーティングに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。

2 参加者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 特定の個人又は団体の権利に関する内容など、タウンミーティングに直接関係のない発言をしないこと。

(2) 大きな声を出したり、みだりに席を離れたりするなど他人の迷惑になる行為をしないこと。

(3) タウンミーティングを妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

3 参加者が前項の規定に違反するときは、職員は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該参加者を退場させることができる。

(実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施方法は、原則として、参加者と市長及び市長が指定する市職員との対談による意見交換とする。

(開催時間及び実施場所)

第4条 タウンミーティングの開催時間は、参加者の利便に配慮して選定するものとする。

2 タウンミーティングの実施場所は、市内とする。

(公開)

第5条 タウンミーティングは、原則として公開する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(公表)

第6条 タウンミーティングにおいて述べられた意見等の概要は、市ホームページ等により公表する。

(庶務)

第7条 タウンミーティングの主管課は、シティプロモーション課とし、テーマの所管課と協力し庶務を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施について必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。